

令和4年9月14日

お客さま各位

都留信用組合

キャッシュカードによる振込機能の一部利用制限について
(電話詐欺等被害防止対策)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、高齢者を狙った電話詐欺が多発しており、なかでも払い過ぎた税金や保険料の還付を口実として、ATMへ誘導し預金を振り込ませて騙し取る「還付金詐欺」の被害が急増しております。

当組合では、お客さまがこのような被害に遭われることを未然に防ぐため、下記のとおりキャッシュカードによる振込機能の一部利用制限を実施させて頂いております。

お客さまにはたいへんご不便をおかけしますが、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上のお客さま

2. 制限の内容

①当組合および他金融機関のATMにおいて、過去1年以上、キャッシュカードによるお振込をされていないお客さま

➡1,000円を超えるATMからの振込を制限させて頂いております。

②当組合および他金融機関のATMにおいて、過去1年以上、キャッシュカードによる現金出金をされていないお客さま

➡100,000円を超えるATMからの現金出金を制限させて頂いております。

3. 対象となるお客さまのご希望に合わせ、次の対応をいたします。

① キャッシュカードによる1,000円を超えるお振込を希望される場合

② キャッシュカードによる100,000円を超える現金出金を希望される場合

平日の営業時間内に預金届出印をご持参のうえ当組合の窓口へお申し出ください。

ご本人確認のうえ、限度額増額の手続きを取らせていただきます。

※尚、振込と現金出金の限度額増額以降は、電話詐欺等に御自身で十分にお気を付け下さいますようお願い申し上げます。

〈お問い合わせ先〉

お客様相談窓口

TEL 0120-302144